

証券コード 3135
平成29年9月14日

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月29日（金曜日）午後1時（受付開始 午後12時30分）
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告
および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）計算書類
の内容報告の件

以 上

本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみとなりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.marketenterprise.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.marketenterprise.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

また、本株主総会ご出席者様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策の効果により企業収益の向上や雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある一方、新興国の景気減速の懸念やイギリスのEU離脱問題、米国新政権の政策動向など、先行き不透明な状況が続いております。また、個人消費につきましても、消費者マインドの改善もあり、持ち直しの動きが続いていましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等により、依然として先行きが不透明な状況となっております。

ネット型リユース事業（販売店舗を有しない、インターネットに特化したリユース品の買取及び販売）を主たる事業とする当社グループが直面するリユース市場につきましては、消費者の節約志向や低価格志向を追い風に、個人間取引でリユース品の売買を行うフリマアプリ等の台頭もあり、堅調な推移を見せております。また、EC市場におきましても、スマートフォンの更なる普及や消費者ニーズの多様化を受け、同様に堅調な推移を見せております。

そのような事業環境下、当社グループにおきましては、当連結会計年度（平成29年6月期）及び翌連結会計年度（平成30年6月期）の2期間を、中長期的な飛躍に向けた戦略的投資期間と位置づけ、収益基盤の確立に向けて人員や設備の拡充をはじめ、取扱商品カテゴリーの拡大、新規サービスのリリース等、積極的な先行投資を実施してまいりました。

具体的には、

- ・ 人員や設備の拡充
⇒買取依頼数増に対応すべく、徳島コンタクトセンターを新規開設
- ・ 取扱商品カテゴリーの拡大
⇒従来の買取インフラを活用し、「農機具」の取り扱いを開始
- ・ 新規サービスのリリース
⇒多種多様な商品ジャンルの取扱ノウハウを活かした、「宅配レンタル」サービスのリリース
⇒中古スマートフォンの買取実績を活かした、MVNO（仮想移動体通信）サービスのリリース

等をはじめ、様々な施策を実施いたしております。

当連結会計年度におきましては、積極的なWebマーケティング、大手企業とのアライアンス、取扱商品のカテゴリー拡大等により商品取扱量が増加した結果、売上高は5,630,708千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、サービス強化に向けたIT部門、企画部門人員の増強や業容拡大に向けた営業部人員の増強を行った結果、人件関連費用が増加し、さらに徳島コンタクトセンターの開設や各リユースセンターの設備拡充に伴い、設備関連費用も増加したことから、2,448,078千円となりました。

利益面におきましては、期末時点の保有在庫について保守的に再評価を行い、評価減を行ったことから、売上総利益率が43.3%となったこと、また、上述のように中長期的な業容拡大を見越した先行投資により、販売費及び一般管理費が増加したことから、営業損失は7,418千円となりました。経常利益については、徳島コンタクトセンターの新規開設に伴う助成金収入等によりは4,202千円となりましたが、収益性の低下に伴い繰延税金資産の取り崩しが発生し、税金費用が増加したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は19,276千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の合計は、14,798千円であり、主な内訳は、業容拡大に伴う建物附属設備、器具等の増加10,558千円や、新規サービスのリリースに向けたソフトウェアの増加4,240千円であります。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、事業投資に充当するため、金融機関等からの借入により、220,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当記載事項はございません。

(5) 対処すべき課題

「ネット型リユース」（販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心かつ利便性の高い環境を提供することが、当社グループの持続的な成長拡大に向けて必須の条件であると認識しております。

また同時に、当連結会計年度（平成29年6月期）から翌連結会計年度（平成30年6月期）の2期間に至る投資期間を経て、ネット型リユース事業自体の収益性を向上させるとともに、第2、第3の成長ドライバーを周辺事業、新規事業の創出によって確立することが、更なる成長曲線を実現するにあたり必要不可欠であると考えております。

これらのことから、以下3点の課題に積極的に取り組み、経営基盤をより強固なものにしてまいります。

① 買取基盤の更なる拡充

ネット型リユース事業の起点となる商品買取（仕入）をより強化することが、事業拡大における基礎的条件であり、その強化に向けては、顧客からの買取依頼数を増加させると同時に、成約率を向上させることが重要なポイントとなります。

当社グループにおきましては、翌連結会計年度においてリユースセンターの新規開設を積極化することで、買取依頼数を増加させながらも当社グループの強みである出張買取の商圈を拡大してまいります。さらにはITを駆使した機械学習の導入を進め、これまでの蓄積データから、買取成約に至るプロセスを解析することで、属人性を低減し、効率的な成約率の向上に努めてまいります。

② 人材の確保及び育成

多種多様なリユース品を取り扱う当社グループにおいては、同じ型番や年式の商品でもその状況に応じて商品価値が異なり、当然のことながらそれらの商品の「買取価格」「販売価格」は一物一価のものとなります。一方でより多くのお客様のニーズにスピーディーに、かつホスピタリティ高く対応すべく、買取・販売の価格決定権限を現場社員に移譲しております。即ち、社員における日常の買取・販売に関する判断行動が色濃く当社の業績に反映されることとなります。そのため、それらの現場社員の技術向上はもとより、会社の理念や経営方針、戦略戦術をベースに現場社員をマネジメントし、組織として成果を発揮できる人材も、当社グループの安定的な成長には必要不可欠であります。

今後の成長拡大に向け、当社グループは多地域への拠点展開、取扱商材の拡大、顧客層の拡大等を行ってまいりますが、その過程におきましても当社グループのノウハウや技術が希薄化しないよう、日常のコミュニケーション、定期的な社内研修、「スタンダードブック」の改編等を通じ、更なる業務標準化と高品質化を同時実現すべく組織体制の強化に努めてまいります。

③ 新たな収益基盤の確立

前述のとおり、当社グループが対面するリユース市場、EC市場ともに拡大基調にあります。その市場環境の中、現在の収益基盤であるネット型リユース事業の持続的成長に向けて、従来からの指針である水平展開（全国主要都市への新規拠点開設）、垂直展開（取扱商材、顧客層双方の拡大）を継続してまいります。

また、これと同時に中長期的な収益基盤の安定化に向け、従来より培ってきた事業ノウハウ、資産を活かした新規事業の創出に向けて、積極的な試行を行ってまいります。

当連結会計年度におきましては、利益水準の低下により、株主の皆様にご心配をおかけいたしておりますことをお詫び申し上げます。しかしながら、当連結会計年度、翌連結会計年度を経ることで、収益性の向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第8期 (平成26年6月期)	第9期 (平成27年6月期)	第10期 (平成28年6月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成29年6月期)
売 上 高	— 千円	— 千円	— 千円	5,630,708 千円
経 常 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	4,202 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	— 千円	— 千円	— 千円	△19,276 千円
1株当たり当期純損失 (△)	— 円	— 円	— 円	△3.80 円
総 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	1,536,877 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	917,536 千円

(注) 第11期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当記載事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社MEモバイル	20,000千円	65.0%	MVNO(仮想移動体通信)事業

(注) 株式会社MEモバイルは、平成28年7月27日に設立しております。

③ その他

該当記載事項はございません。

(8) 主要な事業内容

事 業 名 称	事 業 内 容
ネット型リユース事業	販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売

(9) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
錦糸町・両国オフィス	東京都墨田区
徳島オフィス	徳島県徳島市
東京リユースセンター	東京都江東区
埼玉リユースセンター	埼玉県和光市
横浜リユースセンター	神奈川県横浜市
名古屋リユースセンター	愛知県名古屋市
仙台リユースセンター	宮城県仙台市
大阪リユースセンター	大阪府吹田市
神戸リユースセンター	兵庫県神戸市
福岡リユースセンター	福岡県福岡市

(10) 従業員の状況（平成29年6月30日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
132 (104) 名	12増 (8減) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は () に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数の増加は、業容拡大に向けた新卒・中途雇用者の積極採用によるものであります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	39,888 千円
株式会社みずほ銀行	176,662
日本生命保険相互会社	22,200
株式会社りそな銀行	105,565

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年8月14日の当社取締役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権の発行を決議いたしました。当該新株予約権の詳細につきましては、後述の「連結注記表6. 重要な後発事象に関する注記」をご参照下さい。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 18,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,077,000株 |
| (3) 株主数 | 995名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社WWG	1,600,000株	31.51%
小林 泰士	1,340,000	26.39
加茂 知之	600,000	11.81
Y J 1号投資事業組合	400,000	7.87
株式会社SBI証券	132,300	2.60
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	118,400	2.33
株式会社オークファン	45,800	0.90
佐藤 崇弘	40,000	0.78
中辻 哲朗	25,000	0.49
サイブリッジグループ株式会社	23,500	0.46

(注) 当社は自己株式を174株保有しております。また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当記載事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

平成25年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき9,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月14日から平成35年6月12日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注)	40個	普通株式 40,000株	1名

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

平成26年3月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年3月2日から平成36年2月28日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注)	54個	普通株式 54,000株	2名
監査役	4個	普通株式 4,000株	2名

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

平成26年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年6月2日から平成36年5月14日まで

⑤ 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注)	9個	普通株式 9,000株	1名

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等
該当記載事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当記載事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小林 泰士	代表取締役社長	—
加茂 知之	専務取締役	—
今村 健一	取締役管理本部長	—
丸尾 光兵	取締役システムデザイン本部長	—
寺田 航平	取締役	エクイニクス・ジャパン株式会社 取締役COO 株式会社コウエル 取締役会長 株式会社あどぼる 取締役 株式会社イーブックイニシアティブジャパン 取締役
谷井 等	取締役	株式会社ホットリンク 社外取締役
山崎 真樹	常勤監査役	—
伊藤 英佑	監査役	伊藤会計事務所 代表 公認会計士 株式会社モバイルファクトリー 社外監査役
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社ジェイアイエヌ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 平成28年9月29日開催の第10回定時株主総会において、丸尾 光兵氏、谷井 等氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 寺田 航平氏および谷井 等氏は、社外取締役であります。
3. 監査役全員は、社外監査役であります。
4. 監査役 伊藤 英佑氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 寺田 航平氏、谷井 等氏および監査役全員を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社では、経営環境の変化への迅速な対応と、機動的な事業展開を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、営業部長 徳田 真人氏がその職務に就いております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	退任日
浅井 慎吾	取締役	株式会社アイ・パッション 代表取締役	平成28年9月29日

(注) 取締役 浅井 慎吾氏は、任期満了に伴う退任であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 72,600千円 (うち社外 3名 4,800千円)

監査役 3名 9,600千円 (うち社外 3名 9,600千円)

(注) 取締役の員数及び報酬等の額には、当事業年度に退任した社外取締役を含めた数値を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
寺田 航平	取締役	同氏は、エクイニクス・ジャパン株式会社取締役ＣＯＯ、株式会社コウェル取締役会長、株式会社あどばる取締役、株式会社イーブックイニシアティブジャパン取締役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
谷井 等	取締役	同氏は、株式会社ホットリンク社外取締役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
伊藤 英佑	監査役	当社監査役就任以前に同氏との間で会計面における顧問契約を締結しておりましたが、当該期間は短期間かつ取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。また、同氏は株式会社モバイルファクトリーの社外監査役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
大井 哲也	監査役	同氏は、TMI総合法律事務所に所属しており、また株式会社ジェイアイエヌ社外監査役、テックファームホールディングス株式会社社外取締役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動内容
寺 田 航 平	取 締 役	当事業年度開催の取締役会13回中、12回に出席しております。当該会議体において、同氏は元・東証一部上場企業の代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。
谷 井 等	取 締 役	就任後開催の取締役会10回中、9回に出席しております。当該会議体において、同氏は元・ジャスダック上場企業の代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。
山 崎 眞 樹	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は経営管理体制全般について適宜意見を表明すると共に、全拠点の往査及び取締役との積極的な意見交換を実施し、多岐にわたる提言を行っております。
伊 藤 英 佑	監 査 役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計・内部統制の観点から、経営管理体制についての提言を行っております。
大 井 哲 也	監 査 役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は弁護士として培った豊富な経験・知見に基づき、法律的な観点から、経営管理体制についての提言を行っております。

③責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,600千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,130千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の方針、内容、見積もりの算出根拠及び職務遂行状況並びに、前年度の監査時間、報酬額等を確認し、当該内容について社内関係部署から報告を受ける等妥当性を検証した結果、監査予定時間及び報酬は妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めることとしております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動指針「ME10箇条」を周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
- ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し、会社の最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
- ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
- ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
- ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えると共に早期の復旧に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ・ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化するとともに、業務効率の向上を図る。
 - ・ 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性、客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - ・ 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものとし、取締役の指示命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは直ちに監査役に報告する。
 - ・ 取締役は、監査役に対して、適時適切に経営管理状況を報告する。
 - ・ 監査役への報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を取締役及び使用人に周知する。
 - ・ 監査役は、監査役への報告を行った者に対しての人事考課等に関して、取締役にその理由の説明を求めることができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
 - ・ 監査役は、取締役及び使用人と情報交換を行い、また、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
 - ・ 監査役は、その職務執行について生ずる費用について、予算計上を求めることができる。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
- ・反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
 - ・上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
 - ・警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うとともに、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役2名を含む6名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されております。なお、監査役全員は社外監査役であります。

毎月開催される取締役会において、各業務を管掌する取締役から業務の執行状況が報告されており、社外取締役が独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる状況を構築するとともに、監査役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議への出席、社内文書の査閲、業務執行状況に関する取締役や従業員への聴取等を通じ、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、監査役及び会計監査人と連携を図りながら内部監査人による内部監査を実施するとともに、使用人へ対するコンプライアンス研修を実施し、職務執行の適正性並びに各種法令への適合性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,364,596	流動負債	404,109
現金及び預金	825,827	買掛金	1,315
売掛金	107,303	1年内返済予定の長期借入金	144,739
商品	352,204	未払金	114,412
貯蔵品	5,549	未払費用	103,194
繰延税金資産	15,134	未払法人税等	7,769
その他	58,575	その他	32,678
固定資産	172,281	固定負債	215,231
有形固定資産	60,181	長期借入金	215,231
建物	48,260		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	11,727	負債合計	619,340
土地	193	(純資産の部)	
無形固定資産	4,519	株主資本	912,815
ソフトウェア	4,519	資本金	304,913
投資その他の資産	107,581	資本剰余金	284,553
投資有価証券	1,147	利益剰余金	323,570
繰延税金資産	307	自己株式	△221
敷金及び保証金	89,167	非支配株主持分	4,721
その他	16,958	純資産合計	917,536
資産合計	1,536,877	負債・純資産合計	1,536,877

連結損益計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,630,708
売上原価		3,190,047
売上総利益		2,440,660
販売費及び一般管理費		2,448,078
営業損失 (△)		△7,418
営業外収益		
助成金収入	13,528	
その他の	2,712	16,240
営業外費用		
支払利息	2,460	
支払補償費	1,917	
その他の	240	4,618
経常利益		4,202
特別損失		
盗難損失	7,394	7,394
税金等調整前当期純損失 (△)		△3,192
法人税、住民税及び事業税	21,089	
法人税等調整額	△2,726	18,363
当期純損失 (△)		△21,555
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,278
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△19,276

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	304,865	284,505	342,847	△221	931,996
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	48	48	-	-	96
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失	-	-	△19,276	-	△19,276
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	48	48	△19,276	-	△19,180
当 期 末 残 高	304,913	284,553	323,570	△221	912,815

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	-	931,996
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	-	96
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失	-	△19,276
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	4,721	4,721
当 期 変 動 額 合 計	4,721	△14,459
当 期 末 残 高	4,721	917,536

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社MEモバイル

(2) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～23年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～20年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当連結会計年度において貸倒引当金は計上しておりません。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

42,782千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,077,000株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 180,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	825,827	825,827	—
(2) 売掛金	107,303	107,303	—
(3) 敷金及び保証金	89,167	88,418	△749
資産計	1,022,299	1,021,549	△749
(1) 買掛金	1,315	1,315	—
(2) 未払金	114,412	114,412	—
(3) 未払費用	103,194	103,194	—
(4) 未払法人税等	7,769	7,769	—
(5) 長期借入金（※）	359,970	360,093	122
負債計	586,662	586,785	122

（※）（5）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,147

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	825,827	—	—	—
売掛金	107,303	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	89,167	—
合計	933,131	—	89,167	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	144,739	115,251	43,342	40,008	16,630
合計	144,739	115,251	43,342	40,008	16,630

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 179円80銭

1株当たり当期純損失(△) △3円80銭

6. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の発行

当社は、平成29年8月14日開催の当社取締役会において、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員（以下、「当社役職員等」という。）に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の定めに基づき、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行することを決議いたしました。

いずれの新株予約権も、当社グループの業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役職員等のより一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであります。なお、それぞれの新株予約権についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 第6回新株予約権（有償ストック・オプション）

本新株予約権は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、経営責任を明確化させることを目的として、当社代表取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

そのため、本新株予約権には、権利行使条件として、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合と設定しております一方で、今後当社株価が一定の値（注②）まで下落した場合には、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日の株価水準にて権利行使を義務付ける条項が付されており、当社大株主であり最高経営責任者である割当対象者（当社代表取締役）が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の発行総額	120,000円（1個あたり100円）
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：562円 資本組入額：281円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社代表取締役（1名） 1,200個

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

①本第6回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第6回新株予約権者」という。）は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有

価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社の上場廃止、倒産、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

③本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。

④本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 第7回新株予約権（有償ストック・オプション）

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合と設定しております。

当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドラインに従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の発行総額	1,200,000円（1個あたり600円）
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成32年10月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：562円 資本組入額：281円
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	中村 彰利（注2）

（注1）新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

- ①本第7回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第7回新株予約権を行使することができず、受託者より本第7回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第7回新株予約権者」という。）のみが本第7回新株予約権を行使できることとする。
- ②受益者は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員である

ことを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④受益者が死亡した場合、本第7回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第7回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続できない。
 - ⑤本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2) 本第7回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(3) 第8回新株予約権（有償ストック・オプション）

本新株予約権は、前述の第7回新株予約権と同様の目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合と設定しております。

また、前述の第7回新株予約権同様の背景から、信託を用いたインセンティブプランとなっております。

新株予約権の割当日	平成29年8月30日
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の発行総額	120,000円（1個あたり100円）
新株予約権の行使時の払込金額	562円
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から平成39年8月31日まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：562円 資本組入額：281円
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	中村 彰利（注2）

（注1）新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

- ①本第8回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。）のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。
- ②受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④受益者が死亡した場合、本第8回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第8回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続できない。
- ⑤本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過

することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 本第8回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社
役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

7. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,333,625	流動負債	388,665
現金及び預金	807,742	買掛金	296
売掛金	92,652	1年内返済予定の長期借入金	131,406
商品	352,130	未払金	113,831
貯蔵品	5,549	未払費用	103,194
前渡金	4,162	未払法人税等	7,769
前払費用	39,632	未払消費税等	26,660
繰延税金資産	15,134	前受金	858
その他	16,621	預り金	4,650
固定資産	185,095	固定負債	213,009
有形固定資産	60,181	長期借入金	213,009
建物	48,260		
車両運搬具	0	負債合計	601,674
工具、器具及び備品	11,727	(純資産の部)	
土地	193	株主資本	917,046
無形固定資産	4,519	資本金	304,913
ソフトウェア	4,519	資本剰余金	284,553
投資その他の資産	120,395	資本準備金	284,553
投資有価証券	1,147	利益剰余金	327,801
関係会社株式	13,000	利益準備金	1,600
出資金	20	その他利益剰余金	326,201
長期前払費用	3,923	繰越利益剰余金	326,201
繰延税金資産	307	自己株式	△221
敷金及び保証金	88,982		
その他	13,015	純資産合計	917,046
資産合計	1,518,721	負債・純資産合計	1,518,721

損益計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,607,182
売上原価		3,183,999
売上総利益		2,423,183
販売費及び一般管理費		2,425,072
営業損失(△)		△1,889
営業外収益		
助成金収入	13,528	
その他	3,611	17,139
営業外費用		
支払利息	2,381	
支払補償費	1,917	
その他	237	4,537
経常利益		10,712
特別損失		
盗難損失	7,394	7,394
税引前当期純利益		3,317
法人税、住民税及び事業税	21,089	
法人税等調整額	△2,726	18,363
当期純損失(△)		△15,045

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	304,865	284,505	1,600	341,247	342,847	△221	931,996	931,996
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	48	48	—	—	—	—	96	96
当 期 純 損 失	—	—	—	△15,045	△15,045	—	△15,045	△15,045
当期変動額合計	48	48	—	△15,045	△15,045	—	△14,949	△14,949
当 期 末 残 高	304,913	284,553	1,600	326,201	327,801	△221	917,046	917,046

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年8月28日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 高広

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年8月28日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 筆 野 力
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 秋 山 高 広
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第11期事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり平成29年8月14日開催の取締役会においてストックオプションの目的で新株予約権を当社及び当社関連会社の取締役及び従業員に発行することを決議しています。

平成29年9月5日

株式会社マーケットエンタープライズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 崎 眞 樹 ㊟

社外監査役 伊 藤 英 佑 ㊟

社外監査役 大 井 哲 也 ㊟

株主総会 会場ご案内図

会場

京橋トラストタワー 4F
トラストシティ
カンファレンス・京橋
東京都中央区京橋二丁目1番3号



交通のご案内

東京メトロ銀座線
京橋駅
7番出口より徒歩1分

東京メトロ銀座線・東西線/
都営浅草線
日本橋駅
B3出口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線
銀座一丁目駅
7番出口より徒歩5分

JR
東京駅
八重洲南口より徒歩4分

都営浅草線
宝町駅
A5出口より徒歩4分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

